公表します。 に狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第五項の規定により 奈良県第十三次鳥獣保護管理事業計画を変更しましたので、鳥獣の保護及び管理並び

なお、この計画書は、 奈良県食農部農業水産振興課において縦覧に供します。

令和七年十月十日

奈良県知事 山 下 真